

(町用)

補助金返還についての誓約書

茂木町空き家改修事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、補助金の返還が生じた際は、遅滞なく、請求された金額を返還します。

令和 年 月 日

茂木町長 様

(交付申請者)

住所

氏名

印

※茂木町空き家改修事業補助金交付要綱より一部抜粋

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 空き家情報バンク制度の空き家登録者又は利用希望登録者
- (2) 空き家の所有者等の3親等以内の親族でない者
- (3) 町税等の滞納がない者
- (4) 入居者又は入居予定者の場合、この補助金に係る改修等を行う空き家に住所を有した日から5年以上定住することができる者
- (5) 空き家登録者で第6条第1項第1号に規定する改修工事を行う場合、当該空き家の入居者又は入居予定者がこの補助金に係る改善等を行う空き家に住所を有した日から5年以上定住することができる者。
- (6) 空き家登録者で第6条第1項第2号に規定する家財処分を行う場合、当該空き家の物件登録を3年以上継続することができる者。
- (7) その他町長が適当であると認めた者

(補助金の返還等)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。既に補助金が交付されているときは、町長は返還を命じることができる。

- (1) 第3条に規定する補助金の交付対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、不適当と認められる事実があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、茂木町空き家改修事業補助金交付取消通知書（別記様式第8号。以下「取消通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

誓約書は2部作成し、町及び交付決定者が各1部ずつ保有するものとする。